

空家等家財処分等支援事業補助金

●補助対象要件

次のすべての要件を満たしていること

- ① 申請者が所有者等または入居者であること
- ② 対象となる空家等の売買契約または賃貸借契約締結後1年以内であること
- ③ 過去にこの補助金を受けたことがないこと
- ④ 3親等以内の親族（※）との契約でないこと
- ⑤ 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと
- ⑥ 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ⑦ 補助金の申請年度内に事業が完了すること

※ 3親等以内の親族・・・申請者及びその配偶者の両親、子ども、祖父母、孫、兄弟・姉妹、曾祖父母、伯叔父母、甥姪、曾孫と各々の配偶者のことです。

●補助対象経費

家財・家電製品・ごみ等の収集、運搬及び処分に係る費用、敷地内樹木等の伐採、処分に係る費用、家屋内の清掃に係る費用

●補助金額

補助率	補助上限額
補助対象経費×2/3	10万円

●申請時必要書類

- 交付申請書 補助対象経費の見積書 事業実施前の写真 売買・賃貸借契約書
 空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）
 町税等の未納がない証明書（※下記参照）

※ 申請年度の前年の1月1日時点で、南関町の住民基本台帳に記録されていない人のうち、満18歳以上の世帯員全員分の提出が必要です。（旧住所地で取得してください。）

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

●実績報告時必要書類

- 実績報告書 請求書 事業実施後の写真 支払いを証明する書類等の写し
 住民票謄本（本籍地、続柄記載あり）（賃貸借契約による入居者が申請する場合）

※ 補助対象事業が完了したら、速やかに提出してください。（申請年度の3月31日まで）

●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先

南関町役場 まちづくり課

電話：0968-57-8501